

作業船退避要領

- 1 南港泊地奥の岸壁（南港3号・5号・7号B）を入出港する船舶がある場合、当該船舶の全長Lが現在の可航幅を超える場合は、退避区域2へ移動することにより、全長L相当分の可航幅を確保します。
- 2 南港7号C岸壁を入出港する船舶がある場合、退避区域1へ退避します。
- 3 日産岸壁（-7.5m）を入出港する船舶がある場合、退避区域2へ退避します。
- 4 作業船は、退避対象船舶通過予定の通航30分前を目安に退避を完了します。
- 5 非退避対象船から事前に退避要請があった場合は、退避区域へ移動します。

作業参考図

